

第379回三木市議会定例会における

令和6年度

施政方針

「誇りを持って暮らせるまち三木」
～次代への進化、そして未来へ～

令和6年2月22日

三木市長 仲田一彦

目 次

1	はじめに	・・・	1
	(1) 市制施行70周年	・・・	1
	(2) 物価高騰対策	・・・	2
	(3) SDGsと脱炭素社会の推進	・・・	3
	(4) デジタル化の進展	・・・	6
2	次代への進化、そして未来へ	・・・	8
	(1) 教育のまちの推進	・・・	9
	(2) 地域資源（三木ブランド）の魅力向上	・・・	12
	(3) 移住・定住の促進	・・・	16
	(4) 安心して暮らせるまちづくり	・・・	18
	(5) 持続可能な行政運営	・・・	22
3	令和6年度の主要事業（3月補正予算を含む）	・・・	25
	(1) 未来へつなぐ人と暮らしづくり	・・・	25
	① 結婚、出産、子育てを支えるまち	・・・	25
	② 豊かな学びで未来を拓くまち	・・・	26
	③ 安心して暮らせるまち	・・・	26
	(2) 安全・安心なまちづくり	・・・	26
	① 暮らしに必要な環境を整えるまち	・・・	27
	② 持続可能なまち	・・・	27
	③ 防災のまち	・・・	27

(3) いきいき輝く魅力づくり	・・・ 28
① 地域資源で人を呼び込むまち	・・・ 28
② 地域の魅力を伝えるまち	・・・ 28
③ 地域の魅力を高めるまち	・・・ 29
(4) 各会計の当初予算並びに3月補正予算の概要	・・・ 29
4 予算以外の議案等の提案理由	・・・ 32
5 むすびに	・・・ 39

1 はじめに

令和6年度の当初予算案及び重要案件の審議をお願いするに際しまして、ここに市政運営に当たっての所信を申し上げ、議員並びに市民の皆さまに、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

(1) 市制施行70周年

三木市は、本年7月1日に市制施行70周年を迎えます。この記念すべき節目の年を、全市を挙げて祝うとともに、市民一人ひとりが、素晴らしいまちの魅力に包まれ、安心して暮らすことに誇りを持ち、まちを愛する心をさらに深める機会としたいと考えています。

市制施行70周年を市全体でお祝いする機運醸成を図るため、記念ロゴマークの決定、市制施行70周年に関して幅広く協力いただける団体・事業者の募集を行うとともに、70周年に向けたカウントダウンの準備を進めています。

本年は、様々な記念事業を実施する予定です。記念事業の1つとして、10月26日に「三木の祭り屋台大集合」を実施します。三木市が誇る文化資源「祭り屋台」が一堂に集い、交流し、ともにお祝いすることで、人と人とのつながりを深めるとともに、次世代に文化を継承し、市の活性化につなげてまいり

ます。このほか、記念式典、書道の大家・上田桑鳩氏の作品展、子育て世代の親子の絆を深めるため、親子の思いや願い、メッセージなどを未来に届ける事業、市史編さん事業の記念展及びシンポジウムなどを実施します。また、各地区の市民協議会が実施する70周年にちなんだ事業に対する支援を行うことで、コロナ禍で薄れつつある地域コミュニティや住民同士のつながりを深める機会としていただきたいと考えています。

このように、チーム三木が一体となり、市制施行70周年をお祝いし、盛り上げます。これまで先人たちが築き上げてきた70年の歩みを次の世代に引継ぎ、この三木市を未来へつないでいこうではありませんか。

(2) 物価高騰対策

社会情勢の変化による物価高騰が長期化しており、市民や事業者は大きな打撃を受けています。市民や事業者の暮らしを守るため、令和5年度には、市独自で、高校生等のいる世帯への応援給付金の支給、小・中・特別支援学校における2学期及び3学期の給食費の無償化など、必要な施策を実施してまいりました。

また、昨年決定された国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰の影響が大きい低所得者の生活を

支援するため、給付金の支給を進めています。住民税非課税世帯に対する7万円の給付金については、1月26日から支給を開始しています。住民税均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付金、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対する、18歳以下の児童1人につき5万円の加算給付金についても、昨日から支給を開始しています。一刻も早く対象となる方にお届けするため、引き続き進めてまいります。

さらに、重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている市民や事業者に対する支援策をまとめました。国、県の支援が行き届かない方々に対し、きめ細やかな支援を行ってまいります。

市内の小・中・特別支援学校の学校給食費について、現行の額と本年4月から改定する額との差額を助成するほか、市内の店舗で利用することができるプレミアム付き商品券事業に対して助成するなど、物価高騰が長期化する市民生活を支援します。誰一人取り残さないよう取組を進めてまいります。

(3) SDGsと脱炭素社会の推進

2050年カーボンニュートラルの実現、また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46パーセント削減することをめざし、国を挙げて脱炭素社会への取組が進められてい

ます。先般、国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」との声明を出しています。今や、世界各国は力を合わせ、温室効果ガス削減の一層の推進に取り組んでいくべきと強く感じており、本市も取組を進めてまいります。

今月2日には、ネッツトヨタ神戸株式会社が三木市大村のネッツテラス三木の敷地内において、自動車販売店に設けられるのは国内初となる水素ステーションが開設されました。脱炭素社会に向けた取組であり、カーボンニュートラルに向けての大きな一歩と捉えています。

市においても、次期ごみ処理施設においては、ごみの持つエネルギーを有効活用するなどしてエネルギーの地産地消を進め、カーボンニュートラルや脱炭素社会の形成に寄与するよう計画していきます。

そのような中、令和6年度は、地球温暖化対策実行計画のうち、区域施策編を策定します。すでに策定している事務事業編では、公共施設のみを対象とした取組にとどまっていたが、区域施策編では、市民や事業者を含めた市全体の温室効果ガス排出量の削減に向けた計画とします。

また、同計画の策定に先駆けて、脱炭素社会に向けた取組として、省エネルギー製品の利用促進のための事業を実施します。

エアコン、テレビ、冷蔵庫など省エネ性能の高い家電製品に買い替えた方への助成制度を創設します。この取組は、長期化する物価高騰による市民生活への影響を軽減することも目的としています。

さらに、国が推進する「デコ活」についても推進してまいります。「デコ活」は、これまで推進してきた「クールチョイス」を発展させたもので、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る取組であり、市としても推進するものです。

これらの取組を推進するため、市の組織においても、環境政策課を新設し、脱炭素社会に向けた取組を強力に進めていく体制とします。

脱炭素社会に向けた取組を含め、本市では、三木市総合計画において、各施策とSDGsの目標を紐づけ、SDGsの実現に向けた取組を推進しています。

昨年5月には、内閣総理大臣から「SDGs未来都市」に選定されたところです。本市の提案内容は、まちの将来像を「誇りを持って暮らせるまち三木」とし、市民・議会・企業・団体・行政が一体となった「チーム三木」による協働のまちづくりを進め、それぞれの力を連携し、好循環を生み出していけるようなまちの実現をめざすものです。このたびのSDGs未来都市の選定を受けて、本市では、SDGsの基本的な視点である「誰

一人取り残さない社会」という観点のもと、すべての市民が、将来にわたって自分たちの希望する暮らしや活動を営むことができるよう、チーム三木が一丸となって「誇りを持って暮らせるまち三木」の実現をめざします。

「誰一人取り残さない社会」の理念のもと、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりのため、本年4月からパートナーシップ制度を導入します。同性のカップルや様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの日常生活の困りごとや不安の解消につなげます。誰もが自分らしく暮らすことができ、「誇りを持って暮らせるまち三木」の実現につなげてまいります。

(4) デジタル化の進展

コロナ禍を契機として我が国のデジタル化は急速に進展しています。市としても、人口減少に適応しつつ、多様化、複雑化する市民のニーズに対応するため、デジタル化を加速させてまいります。

令和5年度は、転居手続及び転出手続についてデジタル窓口システムの運用を開始したほか、市の窓口におけるキャッシュレス決済端末の導入を進めており、さらなる住民サービスの向上を進めています。併せて、市の内部事務においても、業務の

効率化のため、文書管理・電子決裁システム、庶務管理システムの導入を進めています。

令和6年度には、新たな電子申請システムの導入を進めます。マイナンバーカードによる個人認証を活用し、証明書等の申請から手数料の決済まで、オンラインで手続きが完了するよう構築します。市役所に行かなくても手続きができる、「行かなくていい市役所」の実現をめざします。

また、町ぐるみ健診の予約に関する利便性の向上のため、インターネット申込管理システムを導入します。インターネットでの予約の際に、即座に予約日時が確定するとともに、24時間いつでも予約が可能となります。

電子申請や町ぐるみ健診の予約を「みっきい☆健康アプリ」からも行えるよう連携させることで、さらに利便性を向上させます。健康づくりに加え、デジタル社会への入口として、多くの方にご利用いただけるよう構築します。

さらに、市内の全公民館にWi-Fi環境を整備し、公民館を地域のデジタル化の拠点とします。Wi-Fi環境の整備により、オンライン講座の実施や来館者がスマートフォンを利用しやすい環境とするほか、スマートフォンの利用が不慣れな方を対象とするスマホ教室にも活用します。すでに各公民館でスマホ教室を実施しているところですが、Wi-Fi環境を整備すること

により、参加者がスマートフォンを使いながらの具体的な講座を実施することができます。一人一台のタブレット端末が行きわたっている小中学生にとっても、公民館がタブレットを活用した学習の場となります。公民館職員もスマートフォンの使い方を教えるなどスマホコンシェルジュの役割を果たし、地域のデジタル化を推進します。デジタルデバイド（情報格差）の解消につなげ、誰一人取り残さないデジタル化を推進してまいります。

加えて、市が保有する道路や農業振興地域、埋蔵文化財等の地理情報をデジタル化し、一元化してネット上に公開することで、市民や事業者が市役所に行かなくても必要な情報を得られるシステムを導入します。

デジタル化の取組を進めることで、市民サービスの向上及び業務の効率化につなげてまいります。

2 次代への進化、そして未来へ

本年は、時代の変化に応じ、三木市を進化させ、未来へとつないでいく取組として、第一に未来を担う子どもたちのため、教育のまちの推進に向けた取組を進めていきます。加えて、本市が持つ優れた地域資源（三木ブランド）の魅力を向上させ、未来へ継承するための取組、移住・定住を促進し、未来に向け

人口減少を緩やかにするための取組、将来にわたり市民が安心して暮らせるまちづくりの取組、そして最後に、将来にわたり持続可能な行政運営の基盤づくりの取組と、5つの視点での私の考えを述べさせていただきます。

(1) 教育のまちの推進

第一の視点として教育のまちの推進について申し上げます。

昨年5月に開催しました総合教育会議において、市の小中一貫教育に係る方向性について教育委員会と協議を行い、施設一体型小中一貫校を設置することとし、まずは吉川地域に設置する方針を決定しました。この方針に基づき、地域協議会を設置し、地域や保護者の方々とともに意見交換を行いながら、子どもたちにつけたい力をより効果的に育む教育環境を創出するため、施設一体型小中一貫校の設置に向けて進めているところです。

また、教職員の働き方改革により、子どもと向き合う時間を増やし、子どもの学力向上につなげるため、教職員の業務改善や校務のDX化を進めます。まず、統合型校務支援システムを導入することで、教職員の負担軽減を進めます。次に、事務作業や来客・電話対応等の支援を担うスクールサポートスタッフを増員し、教職員が教材研究等に注力できる体制を整備します。

教職員の資質・能力の向上のため、教職員研修の充実にも取り組みます。学習プラットフォームアプリを導入することで、教職員がそれぞれ都合がよい時間に効率的に研修を受けることが可能となります。

教育の環境整備にも取り組んでいます。昨年の12月議会で承認いただいた補正予算により、学校体育館に大型送風機の整備を進めており、来月に市内すべての学校への整備が完了する予定です。感染症対策のほか、熱中症対策としても活用し、子どもたちが安心して通える学校環境を整えます。

教育は、学校だけでなく地域とともに進めていく必要があります。令和5年度に緑が丘中学校、吉川小学校・吉川中学校に導入したコミュニティ・スクールについて、令和6年度は、自由が丘中学校、別所小学校・別所中学校に導入し、学校と地域がともに地域の子どもの教育について、考え、実践していく取組を進めます。

併せて、持続可能な部活動の在り方や部活動の地域移行等について検討を進めています。令和5年度は、教育委員会において「部活動の在り方検討会議」を設置し、部活動の在り方について、専門的知見を有する方、市内のスポーツ及び文化団体の代表者、学校、保護者の代表者等により意見交換を行いました。来月には、検討会議から意見書の提出を受ける予定です。この

意見書を基に、教育委員会において今後の部活動の地域移行についての取組を進めてまいります。

部活動の地域移行については、様々な課題があると認識しており、試行的にモデル事業を実施する必要を感じています。そこで、中学生を対象に地域クラブとしてのゴルフ部を令和7年度に創設します。令和6年度は、準備期間としてゴルフ部の創設を見据えた先進地視察やゴルフ体験会を実施します。関西国際大学においてもゴルフ部の創設について検討が進められています。また、三木市で新しく統合される高等学校においても、ゴルフ部の創設について検討されていると聞いています。中学校、高等学校、大学と一貫してゴルフができる環境が整い、例えば、合同練習を実施するなど、互いに連携した取組となるよう進めてまいります。本市の地域資源であるゴルフを活用し、子どもたちがゴルフに触れ、楽しみ、理解を深めるとともに、市外に向けて本市の教育の魅力としても発信してまいります。

三木市に住めば、子どもからゴルフに打ち込める環境がある、これを魅力にして、三木市への移住、また、ジュニアゴルファーの育成につなげていきたいと考えています。

さらに、地域での子どもの居場所づくりに加え、子どもの健やかな成長を支援する取組として、子ども食堂の取組を引き続き支援します。令和5年度も、新たに2か所の子ども食堂が開

設され、合計6地区7カ所で子ども食堂が展開されています。今後も、実施団体の拡大を図り、子ども食堂の全市的展開を進めます。このように、地域で子どもを育てる環境づくりを進め、我が子の教育は三木で受けさせたいと思っていただけるよう、取組を進めてまいります。

(2)地域資源(三木ブランド)の魅力向上

第二の視点として、三木金物、酒米山田錦、ゴルフという本市の三大地域資源の魅力向上について申し上げます。

まず、三木金物については、海外展開を促進し、受注額の増加につなげるため、引き続き海外展示会への出展を支援します。令和6年度は、三木金物商工協同組合連合会に対し、令和5年度のドイツでの展示会への出展支援に引き続き、海外展示会の出展を支援し、海外での三木金物の認知度の向上につなげます。

また、2025大阪・関西万博での「金物鷲」と福井県越前市の越前打刃物で組み立てた「昇龍」の共同展示に向けた取組を進めます。万博において、金物産業、伝統文化の継承のシンボルである「金物鷲」と「昇龍」の相乗効果により、魅力を最大限にPRし、三木金物のブランド力の向上をめざします。

次に、日本一の山田錦の産地のシンボル施設である山田錦の

館を含む一帯の活性化に向けた取組として、「山田錦の郷活性化構想」の実現に向けた整備を進めます。令和6年度は、山田錦の館本体の改修工事、道路改良工事等を実施し、令和7年春の「道の駅よかわ」のオープンをめざします。山田錦の館のリニューアルを行い、農産物及び加工品も含めた取扱商品の充実に取り組み、利用客の増加につなげます。本年6月に供用開始が予定されている兵庫県立総合射撃場は、国民スポーツ大会をはじめ様々な大会が開催できる施設であり、「道の駅よかわ」との相乗効果により、さらなる交流人口の増加を期待しています。

「道の駅よかわ」の開駅に向けた整備を進め、農業振興等の地域課題の解決につなげるとともに、市民の交流や賑わいの場とし、地域活性化の拠点となるよう取り組んでまいります。

次に、「ゴルフのまち三木」のブランドの振興については、本市で4回目の開催となる春高・春中ゴルフを開催します。「三木の春には 夢がある」、これをキャッチコピーに、さらにPRしてまいります。全国の中高生が競い合い、夢をつかむ場として、ますます「ゴルフのまち三木」の知名度が定着していくものと確信しております。

また、本年は、春高・春中ゴルフの開催に合わせて、来月20日に新たに「ゴルフまつり」を開催します。ゴルフに親しみを

持ってもらうことを目的に、これからゴルフを始める方やゴルフになじみのない方も楽しめるようなイベントとして開催します。スナッグゴルフの体験やゴルフ場体験など、ゴルフを体験できる内容に加え、スナッグゴルフ大会やゴルフのミニレッスンのほか、子ども縁日やキッチンカーなど、気軽に楽しめるイベントとし、ゴルフ人口のすそ野を広げる取組でもあります。金物まつり、山田錦まつりと並ぶ三木市を代表する祭りとしていたいと考えており、ゴルフ振興の新たな取組として進めてまいります。

また、本市は、兵庫県広域防災センターやE-ディフェンス（実大三次元震動破壊実験施設）、E-アイソレーション（実大免震試験機）がある防災のまちです。これらの防災拠点施設や実験施設は、全国的にも知名度が高く、見学をはじめ様々な防災体験も可能であり、三木金物、酒米山田錦、ゴルフと並ぶ本市の地域資源です。この地域資源を活用した取組として、毎月11日に、兵庫県広域防災センターと三木市が連携し、「防災公園クイズラリー ～みきぼうでまなぼう～」を実施しました。三木総合防災公園内をクイズラリー形式で巡りながら、各種防災体験を行ったもので、防災と観光を組み合わせた「防災ツーリズム」の一環としての取組です。想定の数以上、1,000人

を超える方々に参加いただき、好評でした。今後も県との連携を図りながら、本市の地域資源を活用した「防災ツーリズム」を推進し、地域の活性化につなげてまいります。

2025大阪・関西万博は、市外をはじめ、海外に三木市をPRする大きなチャンスと捉えています。兵庫県では、地域の特色を生かした県内の地場産業や伝統工芸などの現場そのものを体験していただく取組として「ひょうごフィールドパビリオン」を全県で展開します。フィールドパビリオンを構成するSDGs体験型地域プログラムとして、「防災」、「金物」、「山田錦」をはじめとする三木の地域資源を生かした7件の体験型プログラムが認定を受けているところです。

また、2020東京オリンピックでのフランス陸上チームのホストタウンとしての交流経験を生かし、万博を見据えたフランスとの交流を進めています。万博を一過性のものとしてとらえるのではなく、チャンスと捉え、異文化に触れる機会の創出により市内の子どもたちや市民の方々と文化交流を図るとともに、フランスの方々に三木金物や山田錦など地域資源に触れたいいただき、三木を知っていただくだけでなく、経済交流につなげていきたいと考えています。

令和6年度は、兵庫県、近畿経済産業局、事業者と連携し、三

木市の地域資源に触れるインバウンドプログラムの造成や外国人向けのPRを行います。国内外から約2,820万人が訪れる大阪・関西万博を契機として、広く海外にも三木の魅力を発信し、市内への誘客につなげてまいります。

(3) 移住・定住の促進

第三の視点として移住・定住の促進について申し上げます。

本年1月20日の日本経済新聞に掲載された国立社会保障・人口問題研究所が昨年算出した本市の2040年の人口推計は、2010年の国勢調査の結果を基に算出した人口推計よりも約1,000人増加しており、兵庫県内で13位の増加率です。

2015年の国勢調査の結果を基に算出した2040年の人口推計との比較でも約4,000人増加しており、兵庫県内で1位の増加率となります。

これは、これまで取り組んできたまちづくりの取組の成果です。第2期三木市創生計画では、2060年時点で人口5万人を維持することを目標に掲げており、その達成に向けて、令和6年度も移住・定住の促進に取り組んでまいります。

国が進める少子化対策のひとつである結婚新生活支援事業を引き続き実施するとともに、新たに市単独事業として、結婚後5年以内としていた条件を撤廃するとともに、39歳までのひ

とり親家庭を対象に加え、制度を拡充し、広く三木市での新生活を応援する「トカイナカ三木新生活支援制度」とし、移住・定住をさらに促進します。

また、三木市移住応援ポータルサイトを開設し、空き家の情報や移住に関する補助金の情報のほか、子育て施策などの行政サービスの情報も含めた移住関連情報をワンストップで情報発信します。空き家バンクについては、近畿初の取組として、全国版空き家・空き地バンクと物件情報を自動連携することで、全国に向け、三木市の空き家情報の発信をタイムリーに行います。都会に近い田舎、「トカイナカ」の魅力をPRし、移住・定住の促進をさらに進め、選ばれるまち、住み続けたくなるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

多世代の住民が快適で永続的に循環しながら住み続けられるまちをめざす、青山7丁目団地再耕プロジェクトに引き続き取り組みます。令和6年度は、市が所有する1.5ヘクタール部分のうち交流拠点施設の整備工事に着手します。全国的な戸建て住宅団地における課題解決を三木市でチャレンジし、三木市で住み続けられる仕組みをつくることで、人口減少を緩和するとともに、三木市の魅力向上にもつなげます。

移住・定住の促進には、雇用の場の確保も重要です。

県市共同で進めてきたひょうご情報公園都市第2期工区の整

備については、県企業庁が産業用地等の購入・造成を行ってきた「地域整備事業」について、企業債の償還が課題となっており、県が外部有識者による委員会において、今後の収支見通し等を検証するとともに、今後のあり方を検討することとなりました。

市としては、雇用の場の確保、市の活性化のために必要な事業であり、県に対して、早い時期に事業を再開できるよう引き続き要望してまいります。

さらに、市内での投資を促すとともに、雇用の促進を図るため、三木市企業立地促進条例を改正し、令和7年度以降も市内に工場等を新設する事業者への一定の助成を行います。

加えて、(仮称)三木スマートインターチェンジの整備を進め、早期の完成をめざします。令和7年には東播磨道が国道175号に接続し、全線開通の予定です。交通の利便性が向上し、交通の要衝としての機能が更に強化されることで、本市の魅力が向上し、移住、定住の促進にもつながると考えます。

(4)安心して暮らせるまちづくり

第四の視点として安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

20年、30年先を見据え、将来にわたって市民が安心して

暮らせるまちづくりを進めてまいります。

まずは、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

本年4月に、「こどもサポートセンター」を設置します。妊娠出産期及び乳幼児期のこどもと家庭の支援、健康増進を図ってきた「子育て世代包括支援センター」と、こどもが安心して成長できる家庭環境の確立を目指して支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合し、一体的に相談支援業務に当たる体制を整備します。一元的な窓口対応が可能となり、より円滑かつ的確な支援につなげます。

また、高校生世代の通院に係る医療費の無償化を実施し、0歳から18歳までのこどもの医療費は完全無償とします。これまでから、0歳児から2歳児の保育料の減額や3歳児から5歳児の副食費の補助など、充実した子育て支援策を展開してまいりました。このたびの高校生世代の通院費の無償化により、0歳から18歳まで切れ目のない多様な支援策を実施し、子育てしやすい環境を整備します。

次に、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

このたび、「こども発達支援センターにじいろ」に、「児童発達支援センター」としての機能である嘱託医による発達相談などを追加し、新たな地域の中核的な療育施設として、市全体の

障がいのある児童やその家族に対する支援体制の強化を図ります。

次に、生涯にわたって安心して暮らせるまちづくりのため、健康寿命の延伸に取り組めます。

高齢者が住み慣れた地域で健康に生活を送れるよう、健康寿命の延伸につなげる「みっきい☆シニア健康サポート事業」について、実施地域を拡大します。令和5年度から実施している吉川、口吉川、細川地区に加え、令和6年度には、志染、緑が丘、自由が丘、青山地区でも実施します。フレイル予防の3本柱である口腔機能の維持と栄養、運動、社会参加を軸に、保健師や管理栄養士など専門職が積極的に関わりながら、保健事業を展開します。令和7年度には、市内全域で事業実施できるよう進めてまいります。

また、特定健診により生活習慣の改善が必要と判定された方や、フレイルに該当する高齢者に対し、「健康チャレンジプログラム」を実施します。このプログラムは、保健師や管理栄養士、運動指導士など専門職による生活習慣の改善や、フレイル予防、転倒予防に特化したプログラムを実施します。個人の状態に応じ、専門職がサポートすることで、効果的な生活習慣病の予防及び介護予防を実施し、健康寿命の延伸につなげます。健康寿命の延伸により、いつまでもいきいきと元気に暮らせるまちを

めざします。

昨年の6月議会において「三木市高齢者温泉施設等利用助成制度の復活を求める請願」が採択されたことを受け、同助成制度を復活します。請願の趣旨にもありましたように、一部負担を求めるかたちとします。なお、この度復活する助成制度は2年間の期間限定とします。一方、温泉施設の利用に限らず、幅広く高齢者の外出や交流が図れるよう、健康イベントへの参加やウォーキングなどに対してポイントを付与する「みっきい☆健康アプリ」や、地域の交流の場ともなる「みっきい☆いきいき体操」などの参加者拡大を、より一層推進してまいります。

介護保険料については、令和6年度から3年間の基準月額を月額5,300円と定め、県内最低水準を維持します。これは、「みっきい☆いきいき体操」などフレイル予防や介護予防の普及による、元気な高齢者が集うまちとしての成果の現れであります。

国民健康保険税では、令和6年度までに県が毎年提示する標準保険税率に近い値となるよう算定し、令和3年12月議会において令和4年度から令和6年度までの税率の改定を行ったところですが、県の積立金を財源とした財政支援により、標準保険税率の伸び率が当初想定していたより低いものとなったため、この度条例を改正し、令和6年度の税率を引き下げます。

市民の皆さまが安心して医療や介護を受けることができる体制を維持してまいります。

(5) 持続可能な行政運営

第五の視点として持続可能な行政運営について申し上げます。

三木市では、「誇りをもって暮らせるまち三木 ～チーム三木による協働のまちづくり～」をまちの将来像に掲げ、令和2年度から令和11年度までを計画期間とする三木市総合計画を策定し、まちづくりを進めています。三木市総合計画については、社会情勢の変化等に対応できるよう5年で必要に応じて見直すこととしており、令和7年度から5年間を計画期間とする後期基本計画を策定します。市民生活に大きな影響を与えたコロナ禍、進展するデジタル化など、社会情勢は刻々と変化しています。変化する社会情勢にしっかりと対応し、まちづくりを進めるため、その羅針盤となる後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

持続可能な行政運営のためには収入の確保が不可欠です。自主財源の確保のため、引き続きふるさと納税の推進を図ります。

魅力ある返礼品の開発を進めており、令和5年度には、三木金物を活用した返礼品開発コンテストや「ふるさと納税型クラウドファンディング」を活用した返礼品開発に取り組みました。

また、スマートフォンで寄附をすると、市内加盟店で利用できるデジタル商品券がその場ですぐに手に入る「関西おでかけ納税」もスタートしています。ふるさと納税をきっかけに三木の魅力に触れていただける仕組みとしています。魅力ある返礼品により、ふるさと納税の更なる推進を図ります。

また、企業版ふるさと納税についてもさらに推進します。「チャレンジするなら三木プロジェクト」として、三木市を応援していただける事業者と連携し、企業版ふるさと納税により、先端技術を活用した公民連携による課題解決をめざします。公民連携による課題解決の仕組みを定着させ、持続可能な事業推進を図ります。

三木市公共施設再配置計画に基づき、限られた財源の中で、将来にわたり質の高い公共サービスを提供し続けるため、人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正規模、適正配置を進めています。その中で、中央公民館、市民活動センター、高齢者福祉センター及び高齢者大学・同大学院の複合施設の整備を進めているところです。三木商工会議所が本事業への参画を表明され、昨年10月に協定を締結し、協力して施設整備を進めていくことが決定しました。先日、複合施設の基本計画を策定する事業者を選定したところであり、令和6年度は基本計画の策定を進めてまいります。

このたびの施設の複合化は、設置目的が類似する近隣施設の機能を集約することで利便性及び市民サービスの向上を図るとともに、施設稼働率の向上による効率的な管理運営を図ろうとするものです。市の財政負担を最大限軽減できる事業手法を検討していくとともに、現在の中央公民館と三木商工会館の敷地内での整備の中で、民間事業者のノウハウを活かすことにより、施設周辺地域のにぎわいの創出及び活性化につなげます。

本年1月に発生した能登半島地震により、改めて災害への備えの重要性を認識しました。来年1月には、阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えます。震災の記憶を継承し、教訓を生かしていかなければなりません。

本市は防災のまちであり、災害への備えについてもしっかり取り組んでまいります。

消防署吉川分署の移転、建替えを進めます。感染症対策のための仮眠室の個室化、非常用発電機の新設、女性専用施設の整備、消防団機動隊詰所の併設等により施設機能を充実させ、防災力の向上を図ります。

また、消防団員の定数を見直し、将来にわたり地域防災力の中核として欠かすことのできない消防団の充実を図り、多発化、激甚化する災害に備えた体制を確保します。

3 令和6年度の主要事業(3月補正予算を含む)

続きまして、令和6年度に行う主要事業について、新規の事業及び拡充する事業を中心にご説明いたします。

なお、このたびの予算編成は、令和6年度当初予算に加え、国の補正予算を活用した令和5年度3月補正予算を一体的に編成しておりますので、両方を併せて、総合計画の体系に沿ってご説明いたします。

(1) 未来へつなぐ人と暮らしづくり

まず、第一のテーマは、「未来へつなぐ人と暮らしづくり」です。

① 結婚、出産、子育てを支えるまち

このテーマの一つ目の柱、「結婚、出産、子育てを支えるまち」の推進に向けては、トカイナカ三木新生活支援制度の創設、移住応援ポータルサイトの開設、児童発達支援センター及びこどもサポートセンターの設置のほか、子育て支援充実のためにいただいた寄附金を活用し、児童センター及び吉川児童館に低年齢児も楽しめる遊具等を導入することで、低年齢児が安心して遊べる環境を整備します。

② 豊かな学びで未来を拓くまち

二つ目の柱、「豊かな学びで未来を拓くまち」の推進に向けては、小中一貫教育の推進、教職員研修の充実、統合型校務支援システムの導入、スクールサポートスタッフの増員、部活動の地域移行のモデルとしてのゴルフ部の創設に向けた取組のほか、市内の小・中・特別支援学校の学校給食費について、物価高騰の中、保護者の負担を少しでも軽減するため、現行の額と本年4月に改定する額との差額を市が支援します。

③ 安心して暮らせるまち

三つ目の柱、「安心して暮らせるまち」の推進に向けては、高校生世代の医療費の完全無償化、健康チャレンジプログラムの実施、「みっきい☆シニア健康サポート事業」の拡充のほか、令和5年度から実施している防犯機能付き電話機の購入費用への助成について、対象年齢を65歳以上に引き下げるとともに、助成額の上限を8,000円から1万円に拡充し、電話による特殊詐欺の被害から高齢者を守ります。

(2) 安全・安心なまちづくり

第二のテーマは、「安全・安心なまちづくり」です。

① 暮らしに必要な環境を整えるまち

このテーマの一つ目の柱、「暮らしに必要な環境を整えるまち」の推進に向けては、省エネ家電の買い替え促進のほか、不特定多数の方が利用し、犯罪発生の恐れが高い駅周辺やバス停留所、また、不法投棄等の発生場所や市境の幹線道路に防犯カメラを設置し、安全・安心なまちづくりを進めます。

クリーンセンターの設備を更新、改修し、施設の延命化を図るとともに、汚泥の脱水率を高め、清掃センターで助燃材として活用する「汚泥再生処理センター」としてリニューアルします。

② 持続可能なまち

二つ目の柱、「持続可能なまち」の推進に向けては、統合型・公開型地理情報システムの導入、中央公民館等複合施設の整備、公民館へのWi-Fi環境の整備を進めます。

③ 防災のまち

三つ目の柱、「防災のまち」の推進に向けては、吉川分署の移転、建替えのほか、ため池の定期点検を実施するとともに、改修が必要なため池の改修工事、使用しなくなったため池の廃止

工事を行います。加えて、豪雨が想定される期間にため池の水位を下げることで、貯水能力を高め、下流域の河川の氾濫を防ぐ取組に対して費用を助成します。

(3) いきいき輝く魅力づくり

第三のテーマは、「いきいき輝く魅力づくり」です。

① 地域資源で人を呼び込むまち

このテーマの一つ目の柱、「地域資源で人を呼び込むまち」の推進に向けては、チャレンジするなら三木プロジェクトの実施、ゴルフを核にしたまちづくりの推進のほか、地図を基に時間内に指定されたチェックポイントを巡り、得点を競うスポーツ「フォトロゲイニング」を開催し、市内に設定したチェックポイントで撮影した写真を参加者がSNSに投稿することで、三木市の魅力発信及び市内への誘客を図ります。

② 地域の魅力を伝えるまち

二つ目の柱、「地域の魅力を伝えるまち」の推進に向けては、市制70周年記念事業の実施、2025大阪・関西万博に向けた取組を進めます。

③ 地域の魅力を高めるまち

三つ目の柱、「地域の魅力を高めるまち」の推進に向けては、青山7丁目団地再耕プロジェクト、スマートインターチェンジの整備、山田錦の郷の整備の推進のほか、物価高騰が続く中、市内の店舗で利用できるプレミアム付き商品券を発行する事業に対して助成することで、物価高騰の影響を受けている市民及び事業者を支援し、消費喚起と市内経済の活性化につなげます。

(4) 各会計の当初予算並びに3月補正予算の概要

以上、これら主要事業により、令和6年度の一般会計については、総額390億5千万円、昨年度と比較して35億3千万円、率にして9.9%の増額となり、過去最大規模の予算編成となりました。

青山7丁目における交流拠点施設の整備や吉川分署の移転建替えなどの大型事業に加え、国の定額減税の恩恵を十分に受けられない方に対する補足給付金の支給や会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始などにより予算規模は大きく増額となります。

一般会計を含む特別会計、企業会計の歳出予算の合計につきましては、総額645億5千710万7千円で、前年度と比較して4.8%、金額にして29億7千198万3千円の増額と

なった次第です。

一般会計の歳入の主なものとしましては、まず、市税は、対前年度比で2.2%、2億5千504万5千円の減収を見込み、110億9千941万4千円としています。

市税の内訳としまして、市民税では、個人市民税が定額減税による減収を見込むため6.9%、2億4千500万円の減収で33億100万円、また、固定資産税については2千484万5千円の減収で55億4千131万4千円を見込んでいます。

なお、定額減税による個人市民税の減収分については、全額が地方特例交付金で補填される見込みとなっています。

地方交付税については、地方財政計画がプラス1.7%の伸びとなっており、普通交付税は、前年度から6億3千910万円増の57億9千400万円を見込みます。

一方、地方交付税総額の不足分を補う臨時財政対策債は、国において地方交付税の財源不足が縮小する見込みであることから、対前年度比61.4%、1億4千110万円減の8千880万円の発行を予定しています。

全体の収支不足につきましては、19億5千699万4千円を基金から取り崩し、収支の均衡を図っています。

特別会計につきましては、

国民健康保険特別会計	82億9千900万円
介護保険特別会計	78億4千700万円
後期高齢者医療事業特別会計	17億2千300万円
学校給食事業特別会計	3億 円
合計	181億6千900万円

企業会計では、

水道事業会計	24億2千188万5千円
下水道事業会計	49億1千622万2千円
合計	73億3千810万7千円

となっています。

また、令和5年度3月補正予算につきまして、一般会計は4億1千358万円を減額しています。

内訳として主なものは、国の補正予算を活用した学校施設の改修や高規格救急自動車の更新などに2億3千919万1千円を増額しています。

このほか、県の12月補正予算を活用した防犯機能付き電話機等の購入に対する補助や、民間認定こども園等に対する物価高騰への緊急支援金、再算定により追加で交付された普通交付

税 1 億 9 千 2 0 万 8 千円のうち臨時財政対策債償還基金費 9 千 8 7 9 万 1 千円の減債基金への積立などを増額しています。

一方、令和 5 年度中の各事業の予算の執行見込みに合わせ、不用額 1 0 億 8 千 2 3 8 万 4 千円を減額しています。

特別会計及び企業会計につきましては、

国民健康保険特別会計 8 4 5 万 6 千円を増額

介護保険特別会計 6 千 5 8 8 万 7 千円を増額

後期高齢者医療事業特別会計 4 7 3 万 6 千円を増額

下水道事業会計 3 千 2 8 7 万 6 千円を減額

しようとするものです。

4 予算以外の議案等の提案理由

続きまして、令和 6 年度各会計の当初予算並びに令和 5 年度補正予算以外の議案について、提案理由をご説明いたします。

まず、専決処分について、ご報告いたします。

報告第 1 号「令和 5 年度三木市一般会計補正予算（第 7 号）」につきましては、物価高の影響が特に大きい低所得者の生活を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に給付金を 1 世帯当たり 1 0 万円支給するこ

とに加え、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。これらを一刻も早くお届けするため、1月22日に地方自治法第179条第1項による専決処分をおこなったものです。ここにご報告を申し上げ、議会の承認を求めるものです。

次に、第1号議案から第18号議案までは、条例に関する議案です。

まず、第1号議案「三木市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止する条例の制定」につきましては、平成21年度に市から医療機関へ出産育児一時金を支給する「直接支払制度」が導入され、それにより、平成22年度以降は同資金の貸付実績がなく、今後も制度の利用が見込めないことから、本条例を廃止するものです。

次に、第2号議案「三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、法律の改正に伴い、また、健康保険証が廃止され、福祉医療費助成の認定に必要な健康保険の資格を特定個人情報の提供により確認することに伴い、条例を改正するものです。

次に、第3号議案「職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、夏季休暇について、業務の繁忙期であることその他の事情により7月から9月までの期間に取得することができない場合、休暇の使用可能期間を6月から10月までに拡大するものです。

次に、第4号議案「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和6年4月1日から会計年度任用職員に勤勉手当を導入することに伴い、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員について、その6か月以内に勤務した期間がある場合は、勤勉手当を支給するよう、正規職員と同じ取扱いに改めるものです。

次に、第5号議案「三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、法律及び政令の改正に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号並びに届書等情報内容証明書の交付等に係る手数料を定めるものです。

この第5号議案については、法律及び政令の施行期日、令和6年3月1日に合わせて施行する必要があることから、議会開

会の初日である本日、議決を賜りたく存じますので、ご審議を
よろしく願いいたします。

次に、第6号議案「三木市手数料条例の一部を改正する条例
の制定」につきましては、政令の改正に伴い、危険物貯蔵所の
設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するもの
です。

次に、第7号議案「三木市福祉医療費助成条例の一部を改正
する条例の制定」につきましては、高校生等に係る医療費助成
について、現在の入院医療費の助成に加え、通院医療費につい
ても助成するように改めるものです。

次に、第8号議案「三木市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和
3年12月議会において令和4年度から令和6年度までの税率
改定を行いましたが、令和6年度の保険税率について、県から
提示された同年度の標準保険税率を踏まえ、収支均衡となるよ
う、再度改定を行うため条例を改正するものです。

次に、第9号議案「三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和6年度から令和8年度までの介護保険料について、第9期介護保険事業計画に基づき定めるものです。

次に、第10号議案「三木市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、体力測定室について、生活習慣病予防事業の強化を図ることを目的に、専門職による生活習慣の改善サポート事業「健康チャレンジプログラム」専用施設として運用を改めることに伴い、条例を改正するものです。

次に、第11号議案「三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、ひょうご情報公園都市第2期の整備も見据え、本条例の期限を延長し、市内への企業誘致活動に効果的である制度を継続することで、引き続き企業立地の促進による地域経済の活性化及び雇用の創出を図るものです。

次に、第12号議案「道の駅条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、令和7年春の開駅を目指している「道の

駅よかわ」について、現行の「道の駅条例」に「道の駅よかわ」の設置及び管理に関する事項を追加するものです。

次に、第13号議案「山田錦の館条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、有料施設の利用料金の規定を追加するとともに、開館時間の規定を改めるものです。

次に、第14号議案「三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、三木スケートボードパークスケートボード場の閉園時間を改めるものです。

次に、第15号議案「三木市水道事業の設置等に関する条例及び三木市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定」並びに第16号議案「三木市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、法律の改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

次に、第17号議案「三木市消防団条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、消防団員の確保について、地域の

実情を考慮して定数を見直し、消防団員定数を改正するものです。

次に、第18号議案「三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改めるものです。

次に、第19号議案「兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更」につきましては、丹波少年自然の家事務組合の解散及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、規約を変更する必要があるため、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第20号議案「工事請負契約の締結」につきましては、三木市クリーンセンター施設整備・運営事業（設計・施工業務）について、工事請負契約を締結したいので、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

次に、第21号議案「市道路線の廃止」及び第22号議案「市道路線の認定」につきましては、国道175号に架かる檜山跨道橋の廃止に際し、終点の変更に伴う市道路線の廃止及び新

たな市道路線の認定に当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるものです。

以上、このたび上程しました議案についての提案理由の説明といたします。

議員の皆さまにおかれましては、このたび提案した予算案及び条例案等につきまして、どうか慎重なるご審議により、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5 むすびに

市民の意識やニーズが多様化する中、時代に応じた政策をその都度判断し、市政運営を行ってまいりました。現在にとどまらず、20年、30年先の未来を見据え、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、時代の変化に即応する市政運営が重要です。

三木市の将来のことを考え、事業の見直しにも取り組んでいます。例えば、学校の統合、国民健康保険財政の健全化、公共施設の使用料の改正は、長年見直しができなかったものを、将来の三木市のことを考えて見直しを行ったものです。見直しに対しては反対の意見もあり、これに耳を傾けながらその都度

その判断は本当に正しいのか、自問自答、葛藤しながら政策判断をしてまいりました。

将来の子どもたちのために、やらなければならないことはやる覚悟であります。今後も、三木市の20年先、30年先を見据え、未来にも責任を持って、決断をしてまいります。

今年は、市制施行70周年という節目の年です。先人たちが築いてきた三木市を、時代に合うように進化させ、将来にわたって住み続けられる三木市を実現できるよう、取組を進めます。未来の市民、子どもたちにこの三木市を引き継いでいくのが私の使命であります。

これからも、市政運営の舵取り役として、市民の思いに寄り添いながら、身を粉にして、未来に向けたまちづくりを力強く進めていくことをここに固くお誓い申し上げ、私の所信の一端を表明するとともに、令和6年度の施政方針といたします。

ご清聴、ありがとうございました。